

1 新型コロナウイルス感染症対策

1 地方税減収への対応

【提案内容】

提出先 内閣府、総務省、財務省

- (1) 今年度の県税収入については、現下の経済情勢を踏まえれば、リーマン・ショック時と同様に大幅な減収を想定せざるを得ないが、減収の多くを占める地方消費税は地方交付税制度の減収補填の対象となっていないなど、その穴埋めの目途が全く立っていないため、国においては、地方の行財政運営に支障が生じないように、地方消費税等の減収に対して確実に減収補填措置を講じること。
- (2) 来年度においても、地方の財源不足の大幅な拡大が見込まれている上、医療崩壊を防ぎ、県民の「いのち」や、雇用と事業を守り抜くため、新型コロナウイルス対策を引き続き行う必要があることから、国においては、令和3年度の地方一般財源総額を確保するだけでなく、充実させること。

(神奈川県担当課：総務局財政課)

2 地方創生関連交付金

【提案内容】

提出先 内閣府

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、地域の実情に応じた事業を地方自治体の判断により実施できるよう、年度間流用や基金の造成なども含め、自由度の高い柔軟な制度とするとともに、今後の経済状況や感染状況に応じて、機動的かつ実効性のある対策が可能となるよう、臨時交付金を引き継ぐ、新たな交付金制度を設けること。
また、交付金の算定に当たっては、市町村の財政力にかかわらず、地域の実情に即した必要な額を措置すること。
- (2) 地方創生推進交付金については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、実施計画の1年延長、事業年度間の事業内容・事業費の変更など、地方創生推進交付金事業の運用について、柔軟かつ弾力的に対応すること。

(神奈川県担当課：政策局地域政策課)

3 医療

【提案内容】

提出先 厚生労働省

- (1) 新型コロナウイルス感染症は、**新型インフルエンザ等対策特別措置法**が初めて適用されたケースであり、本県としても外出自粛や休業要請などの対応を行ったが、**休業要請に応じたもしくは、自主休業した事業者への補償がないなどの課題**がある。

そこで、今後、**地域の実情に応じた柔軟な感染症対策を行うため、国と県の役割分担などについて、これまでの取組を検証し、明らかになった課題については、早急に法改正を行うこと。**

また、**感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律**についても検証を行い、**保健所設置市内の検査に係る情報の集約も含め、都道府県が迅速に広域的な感染症対策を行えるよう、早急に法改正を行うこと。**

さらに、保健所等の業務負担軽減及び情報把握の迅速化のために5月下旬に導入された、**新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）**については、一度登録したデータを削除できない、入力データのダウンロードができない等の課題がある。このため、**早急に改善して、医療機関も含め全関係機関が運用しやすいようにすること。**

(神奈川県担当課：健康医療局健康危機管理課)

- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る**感染拡大防止や医療提供体制の整備等**について、都道府県の取組を包括的に支援するため、**新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金**が創設され、**財政的負担に一定の配慮をいただいたところ**である。

しかし、**設備整備**については、**交付の対象となる項目が人工呼吸器や個人防護具など限定列挙**されており、例えば、**紫外線照射器**などは**交付の対象になっていない**。また、**空調設備工事**などの**施設整備も対象**になっていないなどの課題がある。

そこで、**受入施設の実情に応じた感染症対策を行うため、交付対象を幅広く認めること。**

(神奈川県担当課：健康医療局健康危機管理課)

- (3) 上記(2)と同様に、**新型コロナウイルス感染症対策のため外来や救急の受入れの制限や、患者の受診控えに起因する受診者の減等に伴う医療機関の経営悪化**が見込まれる。**経営悪化により提供する医療機能を縮小することによる医療崩壊を回避するため、医療機関に対して国による財政的支援を行うこと。**

(神奈川県担当課：健康医療局医療課)

- (4) 新型コロナウイルス感染症の治療については、対症療法により治療が行われているため、**ワクチンや薬の実用化及び安定供給を早急に進めること。**

また、迅速に診断できる**精度の高い簡易検査キットの開発**も進めること。

(神奈川県担当課：健康医療局健康危機管理課)

- (5) 今後、流行の第二波も予想される中、感染拡大を抑止するには、医療機関やクラスター発生施設等の現場において、**新型コロナウイルスを迅速に検出できる検査体制を確立する必要があるため、アタッチケース型にパッケージ化した迅速検出法などの普及のための財政的支援**を行うこと。

(神奈川県担当課：政策局ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室)

- (6) 精神疾患を有し、かつ、新型コロナウイルス感染症の患者に対しては、感染症と精神疾患の専門医が緊密に連携して治療を行う必要があるため、**精神科及び一般の病床における医療提供体制の強化に向けた国の財政的、技術的支援**を行うこと。

(神奈川県担当課：健康医療局がん・疾病対策課)

- (7) 医療崩壊を防ぐための現場起点の医療提供体制「**神奈川モデル・ハイブリッド版**」では、透析患者、妊産婦、小児については特に配慮が必要なことから、個別のモデルを構築しているところである。こうした配慮が必要な患者にも適切に対応するため、**透析患者、妊産婦、小児における医療提供体制の強化に向けた国の財政的支援**を行うこと。

(神奈川県担当課：健康医療局健康危機管理課、がん・疾病対策課)

- (8) 新型コロナウイルス感染症の発生の早期探知やまん延防止、クラスター対応のため、全ての医療機関や福祉施設において、施設内のゾーニングや防護服の着脱訓練などの適切な感染対策を講じることができるよう、**自治体職員や医療・福祉従事者の危機管理対応能力の向上に資する研修や訓練等を充実**させること。

また、新型コロナウイルス感染症への自治体の迅速な危機管理対応を支援するため、**感染症対策の専門家チームを各自治体に派遣できる体制を強化、充実**させること。

(神奈川県担当課：健康医療局健康危機管理課)

- (9) 電話やインターネットを用いた診療（いわゆる「オンライン診療」）は、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての**時限的・特例的な取扱いがされているが、患者にとって利便性が大きいものであることから、感染拡大が収束した後も、継続して推進すること。**

（神奈川県担当課：健康医療局医療課）

4 防災・減災

【提案内容】

提出先 内閣府、消防庁

- (1) 大規模災害が発生した際には、**新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所の設置・運営を進めることが急務であり、感染症予防に必要な物資の備蓄や、避難先宿泊施設の借上費用など、市町村に多額の財政負担が恒常的に発生することから、必要な財源措置を講じること。**

また、新型コロナウイルス感染症対策の取組として自治体に通知した避難所における**感染症対策の内容を国のガイドラインにしっかりと位置付けるとともに、感染症を意識した避難の行動や日頃の備えについての普及啓発を強化すること。**

（神奈川県担当課：くらし安全防災局災害対策課）

- (2) 大規模災害における避難時に、感染の拡大を防止するためには、避難所の運営主体である**基礎自治体が自宅療養中の陽性者や疑似症の者（PCR検査結果待ちの者）の居住地情報と災害危険区域との照合結果を事前に把握しておくことが必須であるが、現行制度では保健所設置市以外の市町村においては把握できない仕組みであることから、早急に法制度も含めた仕組みを構築すること。**

（神奈川県担当課：くらし安全防災局災害対策課）

5 福祉

【提案内容】

提出先 厚生労働省

- (1) 現在、介護事業所は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、介護職員の毎日の健康管理や利用者の面会禁止、3密を避けるためのサービス提供、感染疑い者発生時の隔離等の徹底など、これまでにない様々な感染防止対策を講じた上でサービス提供に当たっている。そのため、**介護事業所がこうした感染防止のために講じる対策に対し、介護報酬において評価（加算）を行い、介護事業所の感染防止対策の取組を推進し、インセンティブを与える恒久的な仕組みを構築すること。**
(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課)
- (2) また、**新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生計維持者の経済的困窮等**により、介護サービス利用料の自己負担分の支払いが困難になるのを防ぐため、保険者（市町村）が**利用料の減免を実施できるよう、早期に財政支援を実施すること。**
(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課)
- (3) 社会的養育を必要とする子どもを預かる**児童養護施設等**や、社会生活を維持する上で必要となる**保育所・放課後児童クラブ等の就業者の子どもを預かる施設**に対して、事業を継続するために必要な職員を臨時に増員するなど**感染予防対策を講じるための人件費等に対する支援を行うとともに、介護・障害分野と同等の慰労金（危険手当）を支給すること。**
(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課、次世代育成課)
- (4) **社会福祉施設**でのクラスター発生により、一層深刻となった人手不足の解消に向けて、福祉従業者等の勤務環境における安全・安心確保のため、**感染防止対策の協力金や危険手当相当額の支給、給与等の処遇改善、発生時における福祉従事者等の宿泊施設の確保等、人員確保に係る恒久的な支援を行うこと。**
(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害サービス課)
- (5) **生活福祉資金**について、新型コロナウイルス感染症拡大を受けた経済の低迷による生活資金への不安、貸付条件の大幅な緩和、積極的な広報により、**貸付申込が急激に増加しているため、貸付原資及び事務費について必要な財源措置を行うこと。**
(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局生活援護課)

6 産業・労働

【提案内容】 提出先 内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける事業者の資金繰りや、売り上げ減少・減収に対する支援について、感染症拡大の第2波に備えて、実質無利子化や制度融資の保証料補助など継続して支援を実施するとともに、支援のための手続きのスピードアップを図ること。

(神奈川県担当課：産業労働局中小企業支援課、金融課)

- (2) 事業者が適切な感染症対策を講じた上で、持続的に事業活動を実施できるよう、感染症対策や、非対面ビジネスの構築、業態転換に取り組む事業者に対する支援や、産業の内製化・拠点化を促進する施策を引き続き講じること。

(神奈川県担当課：産業労働局産業振興課、中小企業支援課)

- (3) 地域経済を活性化するため、本県では、商店街が発行するプレミアム商品券に対する一部補助等を検討しているが、国としても甚大な影響を受けている宿泊業、旅行業、飲食業、商店街などを対象に観光や消費を促すキャンペーン等の需要を喚起する効果的な対策を講じること。

(神奈川県担当課：産業労働局中小企業支援課、商業流通課、国際文化観光局観光企画課、国際観光課)

- (4) 新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞により生じた失業者等に対して、当面の雇用機会を緊急に創出するため、リーマン・ショック時に設けられた雇用創出基金を創設すること。

(神奈川県担当課：産業労働局雇用労政課)

- (5) 「WITH・コロナ」時代という新たなステージにおいて、遠隔でのサービス等を促進するため、デジタル技術やドローンを活用した感染症対策や、テレワークなどによる働き方改革、5Gや6Gの実用化など、新たなテクノロジーの活用を促進する施策を講じること。

さらに、「新しい生活様式」に対応した新たなビジネスモデルを構築するため、旅先でテレワークを実践するワーケーション等の感染症対策に呼応した事業展開を図る取組に対する支援を行うこと。

(神奈川県担当課：産業労働局産業振興課、雇用労政課、政策局未来創生課、地域政策課、国際文化観光局観光企画課、国際観光課)

7 農林水産業

【提案内容】

提出先 農林水産省

新型コロナウイルス感染症の影響により、県内農畜水産業者の経営が悪化している状況を踏まえ、農畜水産物の販売促進支援や、農業者の収入減少分を補填する収入保険制度など各種セーフティネットの弾力的な運用、価格上昇が懸念される輸入肥料・飼料等の安定供給など、**県内農畜水産業者が事業を継続できるよう十分な支援**を行うこと。

(神奈川県担当課：環境農政局農政課、農業振興課、畜産課、水産課)

8 教育

【提案内容】

提出先 文部科学省

- (1) 学校が臨時休業となった影響により、授業時間が十分に確保できない状況が続いている。学校の段階的な再開に伴う児童・生徒の学習内容を保障するために、学校における**感染症対策や教育活動の充実に向けた各種支援策に必要な財政措置**を行うこと。
- (2) また、子どもの視点に立った最善な学習機会確保のため、年間指導計画の変更を進めているが、**今年度の大学入試の実施に当たっては、特例的な措置を含め受験生が安心して受験できるよう配慮**すること。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局私学振興課、教育局高校教育課)